

新潟市

教育・保育施設、認可外保育施設等における

防災マニュアル

新潟市こども未来部保育課

(令和5年3月改訂)

目次

<はじめに>

本マニュアルの位置づけ	1
リスクマネジメントの考え方	2

< I .平常時の災害対策>

(1) 施設・施設周辺の状況確認	3
(2) 避難場所・避難経路の確認	4
(3) 保護者との連携	5
(4) 避難訓練等の実施	6
(5) 地域との協力関係	7
(6) 情報収集	7
(7) 防災関係機関の一覧表	8
(8) 園舎の安全確保	11
(9) 非常食と備蓄品備蓄品リスト	13

< II .災害時の対応>

(1) 地震が起きたら	18
(2) 津波が起きたら	19
(3) 火事が起きたら	19
(4) 風水害が起きたら	20

<はじめに>

本マニュアルの位置づけ

教育・保育施設、認可外保育施設等において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となるものです。

保育園・保育所型認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設（以下「保育所等」という。）においては、保育所保育指針等により、火災や地震などの災害の発生に備えたマニュアルの作成が義務付けられています。同様に、幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・幼稚園（以下「幼稚園等」という。）においては、学校保健安全法第29条により、危機管理マニュアルの作成が義務付けられています。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）において、これまで幼稚園等に作成が義務付けられていた安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）について、令和5年4月1日より保育所等においても策定が義務付けられました。

安全計画の作成義務化に伴い、教育・保育現場における各種マニュアルの策定・見直し、避難訓練や安全点検等の計画的実施の重要性があらためて示されるとともに、児童福祉施設等に対して「業務継続計画」の策定等が努力義務として定められました。

本マニュアルは、各施設におけるそれらのマニュアル作成に資する資料として、地震及び風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）に備えた災害対応の基本的事項、職員の組織体制及び自然災害発生時の具体的な行動手順等を示したものです。

各施設におけるマニュアル作成に当たっては、それぞれの施設に応じた災害の想定を行い、様々な時間や活動、場所で発生し得ることを想定し、それに備えることが重要です。自然災害発生時においても、子どもの最善の利益を念頭に、可能な限り業務を継続するためには、組織としての具体的な計画作成が求められます。

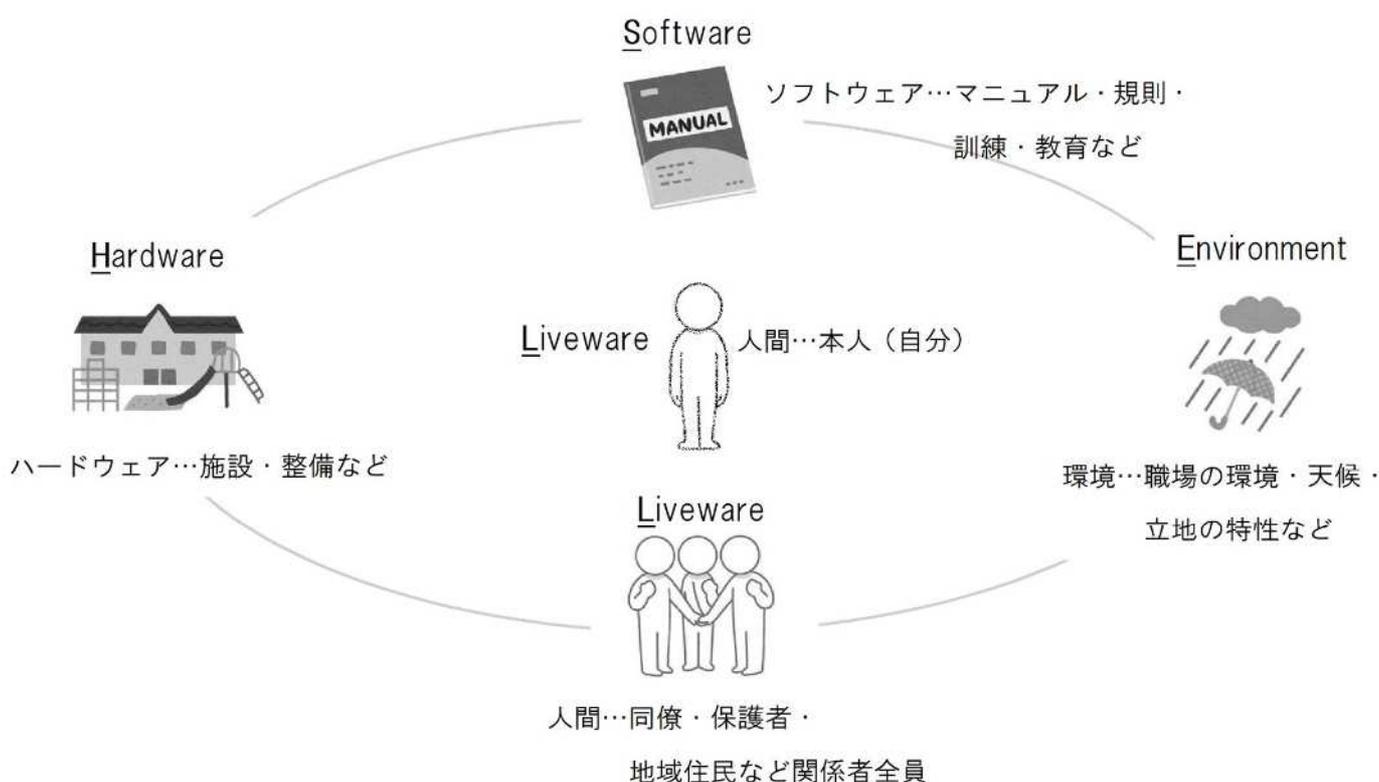
地域や施設の立地特性によって、起こり得る災害の危険度は異なります。各職員の適切な役割分担と危険予測を行い、全職員で共有しておくためにも、各施設における危機管理マニュアル・防災マニュアルの作成がきわめて重要となります。本マニュアルがその一助になれば幸いです。

リスクマネジメントの考え方

リスクマネジメントとは、「組織をとりまく様々な損失や損害が発生しないようにすること。もしも、予想できなかった規模の損失や損害が発生したときでもその被害を最小限にし、よりすみやかに復旧するための活動」です。私たちは自然災害の発生を防ぐことはできませんが、その被害を最小限に食い止めることはできます。

リスクマネジメントは、「リスクの把握」→「リスクの分析」→「リスクへの対応」→「対応の評価」という流れで進められます。そして、そのリスクを把握・分析するときに役立つのが「SHELLモデル」です。

<SHELLモデル>



「SHELLモデル」は、「(事故などが)なぜ起こったか」を分析して、再発防止につなげるための要因分析のことです。

人間(中心のL)の行動は、それを取り巻く4つの要因がお互いに影響し合って決まってくる。4つの要因は自分(本人)で直接変えることはできませんが、そこにひそんでいるリスクを把握し、分析することで、自分の対応や関わり方を変えて、自然災害による被害を最小限に食い止めることは可能でしょう。

< I. 平常時の災害対策 >

(1) 施設・施設周辺の状況確認



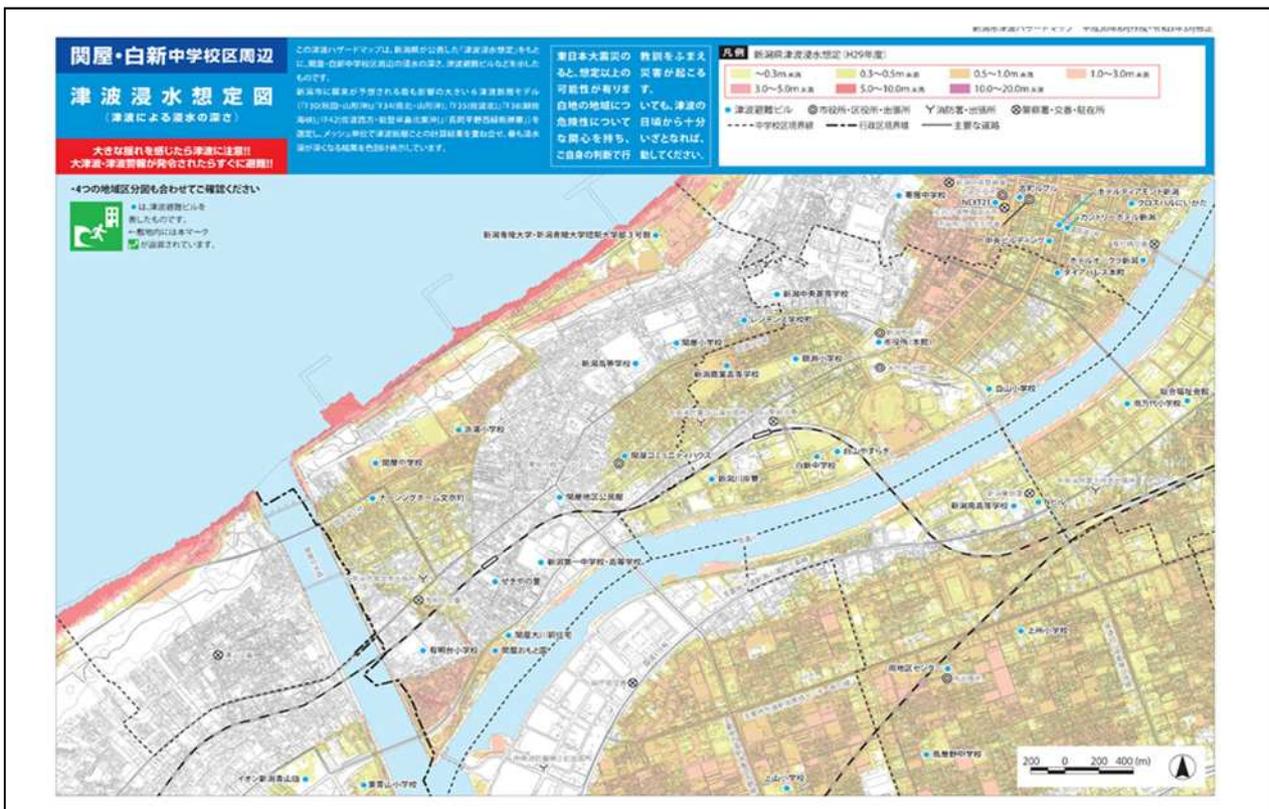
本施設の所在地 新潟市〇〇区▲▲町〇〇番地

施設設置年月日 平成 〇 年 〇 月 〇 日

※昭和56年5月31日以前の建物について耐震診断の実施及び耐震性の有無(該当するものに○)

耐震診断 : 実施済み ・ 未実施
 診断結果 : 耐震有り ・ 耐震無し
 耐震補強 : 実施済み (年 月 日) ・ 未実施

【ハザードマップの例】



【想定される災害】

<例>

- ・ 園地の横を〇〇川が通っており、大雨時には河川の氾濫が想定され、また園舎が低地にあるため冠水する恐れがある。
- ・ 園周辺には築年数の古い空き家が複数あり、大地震時には倒壊の恐れがある。
- ・ 避難所である△△小学校へは、急な上り坂を上るため避難に時間を要する。

(2) 避難場所・避難経路の確認

地域のハザードマップ等を参考にして、2カ所以上の避難先を決めておく。

第1 避難先：〇〇保育園 園庭	TEL：025・・・
第2 避難先：■■公園	TEL：025・・・
第3 避難先：△△小学校	TEL：025・・・
第4 避難先：●●総合公園	TEL：025・・・

【避難場所・避難経路図】

災害時には、あらかじめ決めておいた避難経路が使えなくなることも考えられるため、なるべく短時間で、安全にたどりつける避難経路を2つ以上決めておく。



～ポイント～

(職員)

- ・ハザードマップで避難経路の安全性を確認する。
- ・避難場所・避難経路を自分たちで歩き、交通量や道幅、危険な場所を確認する。
- ・全職員が避難場所・避難経路を把握する。

(園児・保護者)

- ・園外保育時など、園児が避難経路を歩く機会を持つ。また、避難先一覧を保護者の目にふれやすい所に常に掲示し、日頃から周知を図る。



(3) 保護者との連携

子どもを安全に保護者のもとに引き渡すためには、職員の努力だけでなく、保護者側の協力も必要である。日頃の対話や保護者説明会等を通じて、子どもの命を守るためには職員と保護者のチームワークが大切であることを伝えていく。

【連絡手段の共有】

- ① 災害時は電話がつかないことを予想してあらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者に知らせる。

<例>

- ・ 保育支援システム ・ 一斉メール配信システム ・ 園舎に設置した掲示板
- ・ ツイッター ・ 災害伝言ダイヤル 等

※これらの連絡手段は災害時だけに利用しようと思っても急に使えるものではないため、避難訓練のときに試験的に使用したり、園と保護者の日常の連絡手段として活用したりする。

- ② すぐに情報を伝えられるように、いくつかの事態を想定し定型文を用意しておく。
- ③ 保護者側からも安否状況を園に報告してもらえよう頼んでおく。

【引き渡しカードの整備】

混乱した中では、いつ、どこで、だれがだれに、子どもを引き渡したかが不明確になりがちであり（親が子どもを迎えに来ることができない場合もある）、事後の確認や整理のため、専用の「引き渡しカード」を整備する。（P 22 参考資料①）

また、年に1回は保護者とともに「引き渡し訓練」を行う。

【臨時休園・登園自粛などの基準】

震度5弱以上の地震発生時は、園から連絡がなくても、保護者が迎えにくるよう事前に周知する。また、震度4以下の地震発生時であっても、園の運営上保育を継続することが困難な場合には、保育を中止することがある旨、周知しておく。

避難情報等の発令に伴う対応については、令和4年7月19日付新育第514号の2「避難情報等の発令に伴う教育・保育施設の対応について」を参照。

（P 23～26 参考資料②③）

(4) 避難訓練等の実施

各教育・保育施設等に義務付けられている避難訓練等の実施回数は下表のとおり。「0～2歳児」を受入している認定こども園においては、認可保育所と同等程度の安全を確保するため、「年2回以上」と定められている場合でも可能な限り「毎月1回」の訓練実施を行うことが望ましい。

<施設類型別訓練実施回数>

施設類型	避難及び消火訓練回数	根拠法令
認可保育所	少なくとも毎月1回	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第7条
保育所型認定こども園		
幼保連携型認定こども園	年2回以上	消防法施行規則 第3条第10項
幼稚園型認定こども園		
地方裁量型認定こども園		
認可外保育施設	少なくとも毎月1回	認可外保育施設指導基準 第3の1(2)

【職員に対する防災教育】

- 年度当初に災害時の職員の役割、年間避難訓練の計画を決め全職員で共有する。
- マニュアルの確認・見直しを定期的に行い、防災に対する知識や技術を高める。
- 応急手当の研修に参加するとともに、訓練で実践する。
- 地元自主防災組織、自治会、消防、警察関係などと緊急時の対応について協議する。
- 消火器及び火災報知器の使用方法を日ごろから熟知しておく。

【園児に対する防災教育】

- 命の尊さ・大切さについて、絵本や紙芝居などを通して分かりやすく伝える。
- 災害発生時に園児が動揺しないよう、避難訓練を通し命を守るための行動を身に付けられるようにする。
- ホイッスルを使用するなど、園児を保育者に集中させる訓練をする。
- 担任以外の保育者の指示にも従うよう、避難訓練などを通して伝える。

平成29年6月19日付水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の避難確保計画（以下「計画」という。）作成及びこれに基づく避難訓練の実施が義務化された。対象となる施設には、市より、計画の提出及び訓練実施結果報告を依頼する（年1回）。また、施設所在地の変更があった際も上記対応が必要となる。

(5) 地域との協力関係

限られた数の職員で子どもたち一人ひとりの命を守らなければならない園にとって、地域の方々の協力は大きな力となる。いざというとき、スムーズに協力をお願いできるよう、日ごろから地域の方々と顔の見える関係を築いておく。また、避難場所となる近隣の学校などと合同避難訓練を行う取り組みも積極的に行う。



(6) 情報収集

テレビ、インターネット、ラジオなど様々な情報入手手段がある中で、各施設で利用しやすい手段を確保しておく。

<p>○にいがた防災メール 避難情報など、災害に関して緊急を要する情報をメールでお知らせします。</p> 	<p>○新潟市LINE公式アカウント 「防災メニュー」にて避難所、ハザードマップ、災害情報の入手方法等を確認できます。</p> 
<p>○新潟市危機管理防災局 Twitter公式アカウント 避難情報、災害情報、啓発情報が発信されます。</p> 	<p>○新潟県防災ナビ 避難所、ハザードマップ、河川の水位、土砂災害危険度情報等を確認できます。</p> 
<p>○新潟市気象情報サイト 雨量・風向・風速の最新観測データを確認できます。</p> 	<p>○緊急告知FMラジオ 電源が入っていない状態でも緊急信号を受信すると自動的に起動し、最大音量で緊急情報が放送されます。</p> 

(7) 防災関係機関の連絡先

防災関係機関は、年度によって組織の編成や連絡先が変更する場合がありますので、年度当初また年度途中にも定期的に確認する。

<記載例>

機関名	電話番号	備考
新潟市役所こども未来部保育課	025-226-1215	
(本庁閉庁時) 市役所代表番号	025-228-1000	
〇〇区健康福祉課児童福祉係		
(区役所閉庁時) 〇〇区代表番号		
非常時連絡員〇〇さん		
自治会長 〇〇さん		
自主防災組織(会長) 〇〇さん		
〇〇消防出張所		
〇〇警察署〇〇交番		



【被災状況の報告】

震度5弱以上の地震が発生した場合や、自然災害に伴う被害が発生した場合については、早期に被害状況を概要把握したうえで、①各区役所健康福祉課（※）へ電話で第1報、②第2報として「被災状況整理表」を提出してください。

※病児・病後児保育施設／認可外保育施設の報告先は保育課。

<第1報の報告内容例>

報告事項	内容 <例>
施設名	〇〇保育園／こども園
報告者名	〇〇 〇〇
人的被害	園児〇名のうち、落下物により〇名が軽傷 職員〇名のうち・・・
建物被害	園舎が倒壊／園舎に約〇mの亀裂が発生
ライフラインの状況	電気・ガス・水道・電話の使用可否
その他	建物に被害があるため、〇〇避難所に避難を開始する (園児〇名、職員〇名) 保護者へは一斉メール配信システム及び玄関前掲示板にて周知済み

※人的被害があった場合は、子どもの生命と健康を優先し、迅速に応急処置を行うとともに、救急要請の判断をすること。

【119番通報のかけ方】 あわてず、はっきり、正確に！

(1)火事の場合

「火事です。新潟市〇〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇園です。

〇〇が燃えています。目標は〇〇公園の前です。」

(2)救急車要請の場合

指令課員 火事ですか、救急ですか。

通報者 救急です。

指令課員 場所はどこですか。

通報者 場所は、〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号〇〇園です。

指令課員 目標はありますか。

通報者 目標は、〇〇公園の前です。

指令課員 どなたがどうしましたか。

通報者 〇歳児の男の子がひきつけを起こしています。

指令課員 電話番号と名前をお願いします。

通報者 〇〇〇-〇〇〇〇 名前は〇〇です。

サイレン音が聞こえたら、街角か目標になる建物の前まで出て大きく手を振って案内する。

(8) 園舎の安全確保

定期的に危険な場所の安全点検をすることで、災害発生時の事故を防止すること、また、建物のまわりにある危険を職員一人ひとりが実感することができる。安全対策は時間とともにその重要性が薄れていくので、確認をした場所でも少なくとも毎月1回は点検を実施する。



【大型家具・家電等の転倒防止】

- ロッカー、本棚、くつ箱、テレビ等は転倒防止金具やバンド等で固定する。
- ピアノやエレキピアノ等はキャスター部分を固定する。
(アップライトピアノは底部分を床に固定)
- 園児が出入りする場所には食器棚や本棚等ガラスを使用した家具を置かない。
やむを得ず撤去できない場合は、ガラス面にシート貼り飛散防止策を行うこと。
併せて、窓ガラスや照明器具にも飛散防止策を行うこと。
- 棚の上等、高いところに物を積んでおくと落下によるケガや避難の障害になったり、二次被害（踏んでケガをする）の原因にもなったりするため普段から低い場所に整理しておく。特に、午睡場所では十分注意する。
- 収納棚は、中のものが飛び出さないようにゴムバンド等を付ける等の策を講じる。
また、できるだけ下の段に重いものを収納し、棚の重心を低く保つ。

【建物・ガラス戸・園庭】

- 建物、塀、門扉、大型遊具等、災害時に危険があるものは、必要に応じ、専門家による耐震・耐火診断を受ける。問題があれば早急に対策をする。
- ガラス戸には、飛散防止シートを貼る等して、かけらでケガをしないようにする。

【出入口・避難通路】

- 出入口や廊下、非常用すべり台等の近くにはものを置かず、避難経路は常時安全に使えるようにしておく。
- 避難経路に、二次被害の原因になるような危険（床板が腐っている、釘が出ている、階段のすべり止めがない等）がないか点検する。家による耐震・耐火診断を受ける。問題があれば早急に対策をする。



【調理室】

- 冷蔵庫、食器保管庫等の大きな家電製品は倒れないように固定する。
- ガス栓・ガス管が壊れたり、老朽化したりしていないかこまめに確認する。
- 電気コード、ガスホース等は足に引っかからないように短くまとめる。
- ガスを使用しない時には、こまめに元栓を閉める習慣をつける。



【火元】

- 暖房器具の周辺に燃えやすいものを置かないようにする。
- 電気コードやコンセントが壊れたり、老朽化したりしていないか確認する。
- コンセントの周囲にホコリをためないようにする。

【消火設備】

- 消火器は落下・転倒しない場所に設置する。
- 全職員が消火器の設置場所を把握し、毎月の消火訓練（※）を通し使用方法を確認する。 ※P6『(4) 避難訓練等の実施』参照
- 消火器の使用期限が切れていないか確認する。
- 半年に1回、点検を受ける。



(9) 非常食と備蓄品

大規模災害時の対応で最も重要なことは、生命の維持であり、特に乳幼児にとって栄養の摂取は必要不可欠である。近年では、過去の経験を生かし被災地に対する救援物資の搬送は迅速に行われる。新潟市でも、避難所や備蓄拠点（区役所や一部の学校など）に災害備蓄品を準備しているが、乳幼児に対する備蓄品は十分とはいえない状況から、保育園においても備蓄が必要である。

以下を参考に、必要な備蓄品を用意し適切に保管・管理する。

<p>非常食の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そのまま食べられるか、調理の手間が最小限で済むもの。 ・長期間の保存ができるもの。 ・持ち運びに便利なもの。 ・必要最低限のエネルギーや栄養素が確保できるもの。 ・個別包装されており、容器の不要なもの。 (ゴミの減量に役立つもの) ・更新の容易なもの。 ・アレルギー配慮児がいる場合、それに対応するもの。
<p>飲料水・食料の量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水は、調理等を含め一人当たり2～3リットル必要。市販のミネラルウォーター（軟水）を、少なくとも一人あたり1リットルは確保する。 ・食料は、2食分備蓄する。(特に乳児の離乳食や食物アレルギー用の食料は多めに備蓄することが望ましい) ・アルファ化米やフリーズドライの製品の場合は、その分の水も確保する。
<p>非常食の保管場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に3か所以上に分散して保管する。 ・保管に際しては、非常持出し袋や箱に入れ、速やかに持ち出せるようにしておく。 ・保管場所については、職員全員に周知する。
<p>非常食の更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・期限切れとならないよう、月1回は期限表示や状態の確認を行う。 ・期限が迫ったものは、新たな製品との入れ替えが終了したら、給食やおやつ、防災訓練時等で使用する。 ・非常食リストを作成し、期限を管理する。



<p>生活用水の 保存方法 (手洗い・ トイレ用等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フタのできる清潔な容器に口いっぱいまで水道水を入れ、フタをしっかり閉める。 ・直射日光を避けて、室温の低いところに保存し、1週間を目途に入れ替える。 ・飲料用水と区別し、保管することで誤飲することを防ぐ。 
<p>衛生管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には生活条件が悪化するケースが多いため、手洗い消毒、食品の取り扱い、調理器具等の洗浄・消毒には十分配慮する。 ・感染症対策のための消毒液は、希釈不要また拭きとり不要のものを備蓄する。



<非常食と備蓄品の例>

区分	品名
食料品	<p><誤食が起きやすくなることから、食物アレルギー児も含めた全員が食べられる食料品を選択することが望ましい></p> <p><input type="checkbox"/>主食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾パン・パンの缶詰・アルファ化米ご飯 ・レトルト主食（ご飯、おかゆ） <p><input type="checkbox"/>主菜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツナ缶・鮭缶・さんまの蒲焼缶 ・レトルト主菜（カレー、シチュー） <p>（缶詰は缶きり不要なプルオープンタイプとする）</p> <p><input type="checkbox"/>副菜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜ジュース・インスタントみそ汁・即席スープ <p><input type="checkbox"/>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふりかけ・ビスケット・クラッカー・果物缶 <p><input type="checkbox"/>乳児用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液体ミルク・粉ミルク・粉ミルク調乳用の水 ・レトルト白かゆ・野菜スープ・小児用イオン水 ・ベビーフード（おかゆ+主菜+副菜になるものを組み合わせて備える） <p>※食品摂取状況調査表に記載された食材のみでできているものが望ましい。</p> <p><input type="checkbox"/>アレルギー用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応ミルク ・除去食品（おかゆ+主菜+副菜になるものを組み合わせて備える） <p style="text-align: right;">等</p>
生活用品	<p><input type="checkbox"/>食事関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て食器（お皿・コップ）・割り箸・スプーン・フォーク ・ストロー・アルミカップ・哺乳瓶・乳首・アルミホイル・ラップ ・缶切り・果物ナイフ <p><input type="checkbox"/>衛生関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ・おしり拭き・タオル・ウエットティッシュ ・ティッシュ・トイレットペーパー・ビニール袋、使い捨て手袋 ・マスク・速乾性擦り込み式手指消毒薬・簡易トイレ <p><input type="checkbox"/>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卓上コンロボンベ・着火器具（マッチ・ライター）・バケツ ・ブルーシート・ポリタンク・のこぎり・バール <p style="text-align: right;">等</p>
避難用品	<p><input type="checkbox"/>園児用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難車・おんぶ紐・亀の甲・毛布 <p><input type="checkbox"/>職員用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯ラジオ（手回し充電器付）・ホイッスル・拡声器（メガホン） ・紙・マジックペン・養生テープ・軍手・ロープ・乾電池 ・懐中電灯（手回し充電器付）・ランタン <p style="text-align: right;">等</p>
救急用品	<p><input type="checkbox"/>救急セット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包帯・ガーゼ・止血帯・絆創膏・三角巾・湿布・タオル・消毒薬 ・体温計・カット綿・ゴム手袋 <p style="text-align: right;">等</p>

<記載例> ※給食関係帳票「備蓄品一覧」参照。内容については、次ページ参照。

備蓄品一覧

食品表示からアレルゲンとなるものを、記入する

記載例

No.

No.	備蓄品	アレルギー対応 (特定原材料使用)	チェックリスト						保管場所
			○月○日 現在		月 日 現在		月 日 現在		
			備蓄量	期限表示	備蓄量	期限表示	備蓄量	期限表示	
1	レトルトカレー (130g)	小麦	100個	2012・12					食品庫
2	レトルト肉じゃが	小麦 大豆	80個	2013・5					食品庫
3	レトルト中華煮	鶏卵 海老							食品庫
4	野菜ジュース カゴメ野菜生活		200本	2015・10					事務室
5	〇〇食品	乳糖 (ラクトース)							調乳室
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

定期的な期間を決めて、期限の確認や備蓄量を調べて記入する。
 期限1か月前を取り換え時期として、給食やおやつに使用する。また、その代替品として新たな備蓄品を調達し、記録する。

- チェックリストは、受払があった時点で増減数や消費期限を確認して記載する。また、消費期限切れにならないよう、備蓄品記録一覧は定期的の確認する。
- アレルギー対応の備蓄品については、アレルギー用の欄に●印を入れるなどして、誤りのないようにする。

アレルギー児の望ましい対応例



<エピペン®を預かる重篤な児童の場合>

避難所に避難することを想定し、保護者から専用の非常持ち出し袋（食料品・緊急時処方薬・生活管理指導表の写し等）を用意してもらう等、平時より保護者と災害時の対応について話し合う。

<備蓄品の管理例>

食品名	数量	保管場所	消費期限
お子さまカレー	200g×150	給食室	2025年8月1日
アルファ化米	100g×150	給食室	2025年5月1日
おにぎり(鮭)	50個×3	給食室	2025年6月1日
豚汁セット	30食×5	給食室	2025年6月1日
野菜ジュース	125cc×150	給食室	3ヶ月毎に入れ替え
水	2リットル×18	給食室	2026年4月28日
水	2リットル×24	2階教材庫	2026年4月28日
水	2リットル×18	事務室	2026年4月28日
水	2リットル×12	各クラス避難リュック (2本ずつ)	2026年4月28日
乾パン	12缶	各クラス避難リュック (2缶ずつ)	2025年7月1日
ライスクッキー	24枚入り×6	各クラス避難リュック (1箱ずつ)	2024年3月31
スティックミルク	6本入り×1	0歳児避難リュック	毎年入れ替え
ビスケット	6箱	事務室	2026年9月1日
使い捨てスプーン	30本入り×6	各クラス避難リュック (1袋ずつ)	
紙皿	100枚入り×2	事務室	
紙コップ	100個入り×2	事務室	

<Ⅱ.災害時の対応>

(1) 地震が起きたら

地震が起こったら、まずは落下物から身を守ることが先決である。子どもと自分の安全が確保でき、揺れがおさまったらすぐに火の元を確認し、窓やドア類を開け放ち避難経路を確保する。

【保育室にいた場合】

- ① 子どもたちを、上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない場所に避難させ、待機する。
- ② 窓・扉を開けて出入口を確保する。
- ③ 火を消し、ガスの元栓を閉める。
- ④ 状況に応じ、非常用持ち出し袋を背負い、子どもたちを避難場所へ誘導する。
- ⑤ 人員を確認し、テレビ等で正確な情報をつかみ次の対応に備える。



【園庭にいた場合】

- ① すぐに園庭中央に子どもを集合させ、待機する。
- ② 人員を確認し、状況に応じて、より安全な避難場所へ誘導する。

【園外にいた場合】

- ① 建物から十分離れた場所へ子どもを誘導する。
- ② 人員を確認し、園と連絡をとり状況の報告、指示を受ける。
- ③ 状況に応じて、より安全な避難場所へ誘導する。

(2) 津波が起きたら

津波はときには想像もつかない高さになる恐れがある。また、第一波がいちばん高いとは限らず、第二波、第三波の高さが増す可能性もある。わずか1 mの高さが生死を分けるので、できるかぎり、早く、そして高台へ避難する。

【保育中】

- ① 一刻も早く高台へ避難する。
- ② やむを得ず建物に避難するときには、海岸に面する前面の建物より、2列目、3列目の建物に避難。津波が浸水を始めたら、遠くへの避難をあきらめ、近くの建物でも、できるだけ高いところに避難する。

(3) 火災が起きたら

火災は起こさないことが肝心であるが、起きてしまったらすぐに子どもを避難させなければならない。また、火災で発生した有毒ガスや高温の気体を吸い込むことによる呼吸困難で人命が奪われるケースが多いため、煙の特性を理解して避難する。

【園が火元の場合】

- ① 消防署へ通報
- ② 子どもたちを安全な場所に集め、建物の外へ誘導する。
- ③ 濡れたハンカチ等で鼻と口を押さえ、低い姿勢で移動しながら子どもを静かに早足で避難させる。
- ④ 延焼を防ぐために、ドアや窓はできるだけ閉める。
- ⑤ 消火器による初期消火を行う。(背丈よりも火が高く上がってしまったら初期消火をあきらめ、身の安全を優先する)

【園周辺が火災の場合】

- ① 地域の連携先等と連絡を取り合って、正確な情報をつかむ。
- ② 状況に応じて、子どもたちを安全な場所に集め、建物の外へ誘導する。

(4) 風水害が起きたら

台風は地震と異なり、事前に発生を予測することができる。台風が発生したときには台風情報を常にチェックし、接近や通過の可能性がある場合は、あらかじめしっかりと対策を立てておく。一方、集中豪雨は突然発生することが多く、短時間で床下浸水が起こることもある。気象情報には細心の注意を払い、特に雨雲の状態を常に把握しておく。

【保育中】

- ① 台風情報・天気予報をこまめにチェックし、警戒レベルの推移を把握する。
- ② 強風で飛ばされそうなものは屋外に置いたままにせず、屋内に移動させる。
- ③ 停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオ、電池等を準備する。
- ④ 断水に備え、ポリタンク等に生活用水を確保する。
- ⑤ 避難に備え、非常用持ち出し袋をまとめる。
- ⑥ 浸水に備え、濡れて困るものは高い場所に移動させる。

【警戒レベル4 “避難指示” 発令かつ地域の気象状況に危険が迫っている場合】

- ① 区役所健康福祉課と協議の下、臨時休園・登園自粛要請を判断する。
- ② ブレーカーやガス、水道の元栓を閉める。
- ③ 玄関、掲示板に避難場所を掲示する。
- ④ 安全を確保しながら避難する。

<例>・乳幼児はおんぶではなく、抱っこして身を守る。

・一度に全員で避難せず、小人数グループで複数回に分かれ避難する。

※河川や急傾斜地に近く、危険を感じる場合は、避難指示発令の有無に関わらず自主的に避難する。

『マイ・タイムライン』とは・・・

水害に備えて、前もって自分のとるべき行動を整理し、時間軸にまとめたオリジナルの避難行動計画のこと。

新潟市HP『「マイ・タイムライン」を作ってみよう！』参照

https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/bosai_taisaku/index_jijo/bosai20200622.html



<役割分担表の記載例>

震度5弱以上時の役割	
〇〇園長	<input type="checkbox"/> 統率 <input type="checkbox"/> 指揮・命令 <input type="checkbox"/> 区役所へ報告
〇〇主任	<input type="checkbox"/> 園長の補佐 <input type="checkbox"/> 園児・園舎の状況把握 <input type="checkbox"/> 貴重品の確保 <input type="checkbox"/> ガスの元栓を閉める <input type="checkbox"/> 電気のブレーカーを切る <input type="checkbox"/> 避難先の掲示 <input type="checkbox"/> 応急手当 <input type="checkbox"/> 非常持出品 <input type="checkbox"/> 緊急連絡カードの持ち出し
5歳児担任 〇〇	<input type="checkbox"/> クラスの数確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 非常持出品 <input type="checkbox"/> 応急手当
4歳児担任 〇〇	<input type="checkbox"/> クラスの数確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 非常持出品 <input type="checkbox"/> 応急手当
3歳児担任 〇〇	<input type="checkbox"/> クラスの数確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 非常持出品 <input type="checkbox"/> 応急手当
2歳児担任 〇〇	<input type="checkbox"/> クラスの数確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 非常持出品 <input type="checkbox"/> 応急手当
1歳児担任 〇〇	<input type="checkbox"/> クラスの数確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 非常持出品 <input type="checkbox"/> 応急手当
0歳児担任 〇〇	<input type="checkbox"/> クラスの数確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 非常持出品 <input type="checkbox"/> 応急手当
〇〇調理員	<input type="checkbox"/> ガスの元栓を閉める <input type="checkbox"/> 電気のブレーカーを切る <input type="checkbox"/> 飲料水、ミルク等非常食の確保 <input type="checkbox"/> 避難誘導補助

※園長・主任等の管理職が不在の場合に災害が発生することもある。早朝・延長保育時、土曜保育時等、様々なパターンを想定しシミュレーションしておく。

<参考資料① 園児引き渡しカード>

(2) - 7 園児引き渡しカード

園児引き渡しカード				担任 氏名	
園児氏名	(ふりがな)		性別	組	組 (歳)
	(年 月 日 生)				
住所	〒				
	電話 () -				
保護者名	(ふりがな)	園児との関係			
在園する 兄弟姉妹	組		組		組
	氏名		氏名		氏名
緊急時の 連絡先 優先順に	①氏名		続柄		電話 () - 自宅・勤務先
	生年月日		携帯		
	②氏名		続柄		電話 () - 自宅・勤務先
	生年月日		携帯		
	③氏名		続柄		電話 () - 自宅・勤務先
	生年月日		携帯		
家族で確認している避難場所					

引き取り者	園児との関係 ()		引き渡した職員	
引き渡し時間	午前 午後	時 分	引き渡し日	
今後の避難場所	自宅・避難所 () ・その他 ()		特記事項	
今後の連絡先				

※個人情報の為、管理には十分留意する。

※太枠内は職員が記載

※訓練時は、コピーをして使用する。

＜参考資料② 『避難情報等の発令に伴う教育・保育施設の対応について』＞

新育第514号の2
令和4年7月19日

教育・保育施設長様

こども未来部保育課長
(担当：指導保育士)

避難情報等の発令に伴う教育・保育施設の対応について（通知）

平素より、本市の教育・保育行政にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

表題の件について、令和3年10月4日付新育第635号の2にて通知していたところですが、今年も大雨や台風が多発する時期となりましたので、改めて通知させていただきます。

なお、前回通知時から臨時休園等の対応に変更はございませんが、避難情報等の発令に伴う臨時休園による利用者負担額の取り扱いについて追記させていただきましたので、下線部をご確認ください。

貴施設におかれましては、避難情報等が発令された際には、区役所健康福祉課の判断をあおぎ、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休園・登園自粛要請の基準と対応について

(1) 臨時休園または登園自粛要請の判断

- ・原則として、区役所健康福祉課は、保育所・認定こども園・地域型保育施設が避難情報の発令に伴い表1の基準を満たす場合は、臨時休園・登園自粛要請を判断し、各施設へ連絡する。
- ・ただし、区役所健康福祉課の判断で、例外的な対応も可能とする。
- ・また、災害の状況や通信状況等によって区役所の判断が間に合わない場合、各施設が本通知に基づく臨時休園・登園自粛要請を判断し、区役所へ報告する。

(2) 臨時休園の対象区域

- ・原則として、表1に該当する防災気象情報や避難情報の対象区域に所在する園について、臨時休園・登園自粛を判断する。

【注意】施設の所在地が、浸水想定区域や土砂災害危険箇所等に該当するかどうか、改めてハザードマップで確認してください。 https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kurashi/bosai/hinanjo/kouzui_hinanchizu/index.html

表1 避難情報等の発令に伴う教育・保育施設の対応

防災気象情報等	避難情報等	開園前の対応	開園中の対応
特別警報 氾濫発生情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	警戒レベル5 緊急安全確保 警戒レベル4 避難指示	原則 臨時休園 〈各施設の対応〉 ・保護者への連絡 ・休園中の連絡体制の確保 ・給食材料搬入の中止	原則 全園児降園後に臨時休園 〈各施設の対応〉 ・保護者に速やかなお迎えを依頼する。ただし、園児の引き渡しが危険な場合は安全な状況になってからの対応とする。 ・原則、事前に保護者に通知している避難所へ園児を速やかに避難させるが、園内が安全と判断した場合は、園内で保護者の迎えを待つ。

	警戒レベル3 高齢者等避難	原則 登園自粛要請 〈各施設の対応〉 ・保護者への連絡	原則 園児の安全確保とお迎え要請 〈各施設の対応〉 ・保護者に可能な限りお迎えを依頼する。 ・原則、事前に保護者に通知している避難所へ園児を速やかに避難させるが、園内が安全と判断した場合は、園内で園児の安全を確保する。
--	------------------	-----------------------------------	--

(3) 保育再開または登園自粛要請の解除

- ・原則として、区役所健康福祉課は、該当地区の保育所・認定こども園・地域型保育施設について、避難情報等が解除されたときには、表2に基づき、終日の臨時休園または保育の再開、登園自粛要請の解除等を判断し、各施設へ連絡する。
- ・各施設は、表2に基づく対応を行い、保育再開の場合は安全に保育できる状況を確認した上で、保護者に連絡する。

表2 避難情報等の解除に伴う教育・保育施設の対応

実施中の対応	正午までに避難情報等発令が解除	正午すぎに避難情報等発令が解除
臨時休園中	原則 保育再開 〈各施設の対応〉 ・施設内及び施設周辺の状況確認 ・ライフラインの状況確認 ・給食提供可否の検討（非常食の提供・弁当持参依頼等） ・職員体制の確保 ・保護者への連絡 ・園児の受入れ	原則 終日臨時休園 〈各施設の対応〉 ・施設内及び施設周辺の状況確認 ・ライフラインの状況確認 ・翌日の保育再開に向けての体制確保
登園自粛要請中	原則 通常保育 〈各施設の対応〉 ・施設内及び施設周辺の状況確認 ・ライフラインの状況確認 ・給食提供の検討（非常食の提供等） ・職員体制の確保 ・保護者への連絡 ・園児の受入れ	原則 通常保育 〈各施設の対応〉 ・施設内及び施設周辺の状況確認 ・ライフラインの状況確認 ・職員体制の確保 ・保護者への連絡（昼食喫食後の登園依頼） ・園児の受入れ

2 保護者との連携について

(1) 保護者への連絡体制の確保

- ・災害の発生時に、保護者への連絡及び園児の引き渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引き渡し方法等について毎年度当初の確認を行う。

(2) 保護者への事前周知

- ・別紙保護者宛て文書「避難情報等の発令に伴う教育・保育施設の対応について」を配布するとともに、入所時の説明や保護者会での周知、定期的な文書配布など様々な場面を通じて、災害発生時の対応について理解を得ておく。

3 避難情報等の発令に伴う臨時休園における利用者負担額の取り扱いについて

原則として、日割り算定による利用者負担額の減額は行わず、給付費・委託費の変更はない。

4 避難情報等の入手手段について

現在、さまざまな情報入手手段があるが、各施設で利用しやすい手段を確保しておく。

なお、新潟市では“にいがた防災メール”で、避難情報など、災害に関して緊急を要する情報を発信している。別紙を参照のうえ、あらかじめ登録するとよい。

また、新潟市公式 LINE においても、防災情報の配信を行っている。

新潟市公式 LINE の登録は、
LINE アプリの「友だち追加」
画面から右の QR コードを
読み込んで登録してください



新潟市こども未来部保育課
担当：指導保育士
(平澤・渡邊・田原)
TEL 025-226-1215
Mail hoiku@city.niigata.lg.jp

令和3年5月20日から

4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <small>災害発生 又は切迫</small> 緊急安全確保 ※1 <small>きんきゆうあんぜんかくほ</small>	災害発生情報 <small>(発生を確認したときに発令)</small>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 <small>災害の おそれ高い</small> <b>避難指示</b> ※2 <small>ひなんしじ</small>	<b>避難指示(緊急)</b> <b>避難勧告</b>
3	 <small>災害の おそれあり</small> <b>高齢者等避難</b> ※3 <small>こうれいしゃとうひなん</small>	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 <small>気象状況悪化</small> 大雨・洪水・高潮注意報 <small>(気象庁)</small>	大雨・洪水・高潮注意報 <small>(気象庁)</small>
1	 <small>今後気象状況悪化のおそれ</small> 早期注意情報 <small>(気象庁)</small>	早期注意情報 <small>(気象庁)</small>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

内閣府(防災担当)・消防庁